

# 久喜市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

## 1. 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、久喜市農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集する。

## 2. 業務概要

- ・農業委員と連携し、農地パトロールや遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動及び担い手への農地集積・集約化の推進活動
- ・新規就農の支援活動
- ・研修会への参加
- ・農業への新規参入の促進
- ・農業委員会の総会等に出席し、担当区域における活動報告や意見の発言

## 3. 任期

農業委員会が委嘱した日から令和10年6月30日まで

## 4. 報酬

条例（久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）に基づき支給します。

## 5. 募集人数

30人

## 6. 推薦又は応募する区域

別表のとおりです。

## 7. 募集に応じる者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方で、次のいずれにも該当するものとします。

- ・原則として久喜市に住所を有する者
- ・久喜市の一般職の職員でない者

※次に該当する者については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 8. 他薦・自薦（応募）の方法

所定の推薦書（様式第1号又は第2号）または応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入の上、提出してください。

### ①他薦の場合（推薦者が個人）

農業者など3名以上が連名し、代表者が記入してください。

### ②他薦の場合（推薦者が法人又は団体）

法人又は団体の代表者又は管理者が記入してください。

※①及び②どちらの推薦の場合にも、候補者からの承諾書を添付してください。

- ③自薦（応募）の場合  
自ら記入してください。

※推薦者は市内在住及び市内に所在する法人又は団体に限ります。  
※推薦者が個人の場合、同一の世帯から複数名の推薦はできません。

## 9. 募集の期間

令和7年4月11日(金)午前8時30分から令和7年5月9日(金)午後5時15分までに久喜市農業委員会事務局に持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、5月9日必着です（消印有効ではありません）。また、封筒の表面に「農地利用最適化推進委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

## 10. 公表

募集の状況について、募集期間の中間と終了時にホームページで公表します。  
公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

## 11. 審査（選考）結果と委嘱

審査（選考）結果は、選考が終了次第、久喜市ホームページで公表します。  
選考後、農業委員会が委嘱します。

## 12. 記入上の注意

推薦書及び応募申込書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の概況」、「推薦（応募）理由」  
詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙（任意様式）に記入して提出してください。
- ※「経歴」欄には、主に農業に関連する経歴を記入してください。

## 13. その他

- ・提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。
- ・提出する書類が2枚以上の場合は、ホチキス止めしてください。

問合わせ・提出先  
久喜市農業委員会事務局（菖蒲行政センター3階）  
〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38  
電話番号 0480-85-1111（内線320）